

高齢者安心連絡システム利用申請書

令和 年 月 日

長岡市長様

裏面の注意事項を確認・了承の上、高齢者安心連絡システムの利用を申請します。

利用者(申請者)	住所	長岡市		男・女
	フリガナ		生年月日	大正・昭和 年 月 日(歳)
	氏名 <small>(自署が難しい場合は 記名と代筆者署名)</small>	(代筆者 続柄)		
	固定電話番号		携帯電話番号	

緊急対応や見守り活動に協力します。 ※申請者は協力者に必ず説明し承諾を得て、「承諾済」に☑してください。

近隣協力者①	住所		駆けつけ時間：約 分 合鍵：持っている・いない
	フリガナ		承諾済 <input type="checkbox"/> 続柄： 固定電話： 携帯電話：
	氏名		
近隣協力者②	住所		駆けつけ時間：約 分 合鍵：持っている・いない
	フリガナ		承諾済 <input type="checkbox"/> 続柄： 固定電話： 携帯電話：
	氏名		
親族①	住所		駆けつけ時間：約 分 合鍵：持っている・いない
	フリガナ		承諾済 <input type="checkbox"/> 続柄： 固定電話： 携帯電話：
	氏名		
親族②	住所		駆けつけ時間：約 分 合鍵：持っている・いない
	フリガナ		承諾済 <input type="checkbox"/> 続柄： 固定電話： 携帯電話：
	氏名		
民生委員氏名		確認済 <input type="checkbox"/>	電話：
地域包括支援センター名 及び担当者名		確認済 <input type="checkbox"/>	電話：
居宅介護支援事業所名 及び担当ケアマネジャー名		確認済 <input type="checkbox"/>	電話：
機器設置時の立会者 <small>(利用者以外が立ち会う場合)</small>		続柄：	電話：

(長岡市使用欄)

ID：	地域：	機器種別： 固定電話回線 ・ 単独通信
-----	-----	---------------------

●生活状況

就寝・起床時間	就寝時間：午後 時頃 起床時間：午前 時頃
定期的な外出・外泊 (行き先・日にち・曜日・時間)	※福祉サービス（デイサービス、ヘルパーなど）もわかる範囲で記入してください。

●健康状態

介護保険の認定	認定を受けていない ・ 要支援 () ・ 要介護 () ・ 申請中
障害者手帳	なし ・ あり (身体障害者手帳 _____ 障害 級 療育手帳 A ・ B 精神保健福祉手帳 級)
視 力	ふつう ・ よくみえない ・ 見えない
聴 力	ふつう ・ 聞こえにくい ・ 聞こえない
歩 行	ふつう ・ つかまって歩く ・ 杖等使用 ・ 困難
かかりつけの病院	
持 病	
飲んでいる薬	

■注意事項・事前にご了承いただきたいこと（詳しくはパンフレットをご覧ください）

固定電話回線使用タイプをご利用される方

- ・ 本システムは利用者の所有する固定電話の回線を使用します（携帯電話では使用できません）。通信する際には通話料がかかります（相談ボタンによる通話は無料）。また、緊急通報装置（本体）は電気を使用します。
- ・ 使用する固定電話の回線がNTTの一般電話（アナログ）回線以外の場合は、システムが正常に作動しない可能性があります。なお、下記の固定電話の回線についてはシステムが作動しないため、本サービスを利用できません。
NTTdocomo「home でんわ」・KDDI「ホームプラス電話」・ソフトバンク「おうちのでんわ」「おとくライン」
- ・ 光電話回線およびケーブルテレビ回線の場合は、停電時にシステムが作動しません。
- ・ 電話機に、電話回線を使用する他の機器や、通話録音装置等を取り付けている場合、システムが正常に作動しない可能性があります。

単独通信（LTE）タイプをご利用される方

- ・ 本システムは機器が単独で通信します（固定電話は不要）。なお、緊急通報装置（本体）は電気を使用します。
- ・ 固定電話回線使用タイプに備わっているハンズフリー通話機能は、単独通信タイプでは利用できません。このため、緊急通報等をコールセンターが受けた際は、利用者の携帯電話へ電話します。携帯電話は常に電源を入れておいてください。

共通事項

- ・ 固定電話をお持ちの方は、原則、「固定電話回線使用タイプ」をご利用いただきます。
- ・ 天変地異、電話機の電源や電話回線の問題、通話録音装置の取り付けによる誤作動、通信会社の故障等による通信異常等により利用者に不利益が生じた場合、長岡市および委託業者は一切の責任を負いません。
- ・ 緊急時に安否を確認する必要がある場合には、消防署員などがガラス窓や玄関ドアなどを壊して、自宅内に入ることがあります。壊した箇所の修理費用は利用者が負担してください。長岡市および委託業者は負担しません。
- ・ 設置する機器は貸与品です。本サービス以外での使用、他者への貸与、分解、改造等を行わず、適正に使用してください。
- ・ 故意、過失などによって機器を破損、紛失した場合の復旧費用は、利用者が負担してください。
- ・ 緊急時の対応や普段の見守り活動などのため、長岡市、委託業者、近隣協力者、親族、民生委員および地域包括支援センター等で、この申請書に記載されている情報を共有します。
- ・ 利用者負担金の算定にあたり、毎年、市町村民税の課税状況等を確認します。